

# 平成19年度 【九州地区】臨時中央審査実施要項

1.期 日 平成19年12月3日(月)

2.会 場 『島原復興アリーナ(特設射場)』……長崎県島原市平成町2-1 TEL 0957-63-7965  
(道順) JR「諫早駅」から島原鉄道に乗り換え、「安徳駅」下車、徒歩約20分。島原鉄道「島原外港駅」からは、口之津・加津佐・南島原行きバスに乗り、「アリーナ入口」下車、徒歩5分。タクシー利用の場合は、約8分。フェリー利用は、熊本港または三池港から「島原外港」下船。

3.審査日程・種別	月 日	開館時間	開始時間	種 別
	12月3日(月)	9:00	10:00	六段・七段・錬士

4.受審資格	種 別	受 審 資 格
	六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成18年12月3日まで
	七 段	本連盟の六段の認許年月日が、平成18年12月3日まで
	錬 士	本連盟の五段の認許年月日が、平成18年12月3日まで

5.審査方法 六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の要領で行う。

(2)学 科：学科(筆記)試験を行う。

七段の部：行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。

(2)論 文：候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。

(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

錬士の部：行射、面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。

(2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、見識及び指導力を査定する。

(3)学 科：学科(筆記)試験を行う。

6.受審の申込について

(1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連を經由して申請すること。

(2)締切日：平成19年11月6日(火) 締切厳守

(3)申込先：〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内  
(財)全日本弓道連盟「九州地区臨時審査係」宛  
TEL 03-3481-2387(代)  
FAX 03-3481-2398

7.注意事項

(1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。

(2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること)。

(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。

(4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。

(5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。

(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。

(7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。

(8)日程の都合上、「六段」と「錬士」の両種別を受審することはできない。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)

(2)立順表への記載(氏名、所属地連)

(3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)

(4)上記に関して、同意を得られない場合には、本人の要求に基づき、公開の停止を要求することができる。

平成19年8月

主 催 財団法人全日本弓道連盟  
主 管 長 崎 県 弓 道 連 盟